

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第5回） （次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法）

本会職員が、仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス＝をもって、その能力を十分発揮し、仕事と生活に対し前向きに取り組むことができる職場環境づくり実現に向け、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

2 内 容

目標 1 令和7年度末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間平均14日以上とする。

【対策】

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇取得状況把握を継続する。
- ・令和5年10月～ 年10日以上付与された全職員に対し、計画的な取得を指導する。
安全衛生委員会において、取得状況の実態を把握し、目標達成のための取り組みについて検討を行う。

目標 2 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。
男性職員 出生時育児休業取得率100%
女性職員 育児休業取得率100%の維持

【対策】

- ・令和5年4月～ 育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をパンフレット等でわかりやすく周知する。
子どもが生まれる予定の男性職員へ向けて、個別で育児休業や子の看護休暇などの制度の周知や情報提供を行う。

目標 3 所定外労働時間年間平均を前年度比で20%削減する。

【対策】

- ・令和5年4月～ 毎月の所定外労働状況の調査及び分析を継続する。
ノー残業デー（水曜日及び木曜日）の実施を継続する。

目標 4 仕事と不妊治療を両立するための職場環境を整備する。

【対策】

- ・令和5年4月～ 不妊治療に係る通院等の休暇制度の導入を検討する。
- ・令和5年12月～ 就業規程及び臨時職員就業規程の変更を行う。
不妊治療に対する職場理解の促進を目的とした情報提供を行う。